

# 小国町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 21 年 9 月（制定）

平成 25 年 1 月（改定）

平成 26 年 10 月（改定）

令和 3 年 4 月（改定）

令和 8 年 6 月（改定）

## 目次

はじめに	1
<b>第1部 総論</b>	
第1章 計画の目的及び実施に関する基本方針	
第1節 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	3
第2章 対策の基本項目	
第1節 各対策項目の基本的な考え方	6
<b>第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み</b>	
第1章 実施体制	
第1節 準備期（平時）	14
第2節 初動期	15
第3節 対応期	15
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期（平時）	16
第2節 初動期	17
第3節 対応期	18
第3章 まん延防止	
第1節 準備期（平時）	18
第2節 初動期	18
第3節 対応期	18
第4章 ワクチン	
第1節 準備期（平時）	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	22
第5章 保健	
第1節 準備期（平時）	24
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25
第6章 物資	
第1節 準備期（平時）	26
第2節 初動期	26
第3節 対応期	26
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期（平時）	26
第2節 初動期	27
第3節 対応期	28

はじめに

### **小国町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的**

「新型インフルエンザ」とは、毎年流行する季節性のインフルエンザとは異なり、突然変異等により生じる、これまでと異なる抗原性の新型のインフルエンザウイルスによる感染症で、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が免疫を持っていないため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的流行（パンデミック）となり、社会に大きな影響をもたらすおそれがあります。しかし、このような新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することや、発生そのものを阻止することは困難です。

令和 2 年（2020 年）1 月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）が国内で初めて確認され、全国的に感染が拡大する中で、小国町（以下「町」という。）でも住民の生命や健康が脅かされ、日常生活や社会経済活動にも大きく影響を受けることとなりました。

この未曾有の感染症危機において、町は、国や熊本県（以下「県」という。）と連携して対策を講じるとともに、住民の皆様、事業者、医療従事者など多くの方々のご協力とご尽力により、何度も訪れた感染拡大の波を乗り越えてきました。

今回の改定は、新型コロナに対応するなかで明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等を反映させ、新型インフルエンザやその他の感染症に対する備えをより強化することを目的としています。これにより、今後の感染症に迅速かつ効果的に対応できるようにするための対策を進めてまいります。

また、対象となる疾患については、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の呼吸器系の感染症も視野に入れ、計画を 3 つの段階（準備期、初動期、対応期）に分けて、特に準備期の取り組みを強化しています。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えを着実に進めるとともに、有事の際は関係機関と連携しながら迅速に対策を実施することにより、「住民の命と健康を守ること」と「住民の生活と社会経済活動への影響を最小限に抑えること」の実現を目指します。

### **町行動計画の改定概要**

政府行動計画及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）は、平成 17 年に策定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の施行に伴い、平成 25 年に法定計画として策定されました。町においても、平成 21 年に小国町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定後、部分的な改定を重ねながら新型インフルエンザ等対策を進めてきました。

今回、令和 6 年 7 月に政府行動計画が大幅に改定され、令和 7 年 3 月に県行動計画が改定されました。これを受けて、町行動計画についても抜本的に見直し、県行動計画に基づいた改定を行います。

### **町行動計画の位置付け**

特措法第8条に規定する市町村行動計画として、県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針等を示すものです。

### **特措法の適用対象となる疾患**

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、症状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、具体的には次の3つが定められています。

① 新型インフルエンザ等感染症

(新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症)

② 指定感染症

(当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③ 新感染症

(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

### **町行動計画の見直し**

町行動計画に掲げる取り組みについては、定期的にフォローアップを行うとともに、県行動計画の見直しがあった場合には、適切に変更を行います。ただし、新型インフルエンザ等が発生し、実際の対応が行われた場合は、上記にかかわらず、その対応経験をもとに見直します。

## 第1部 総論

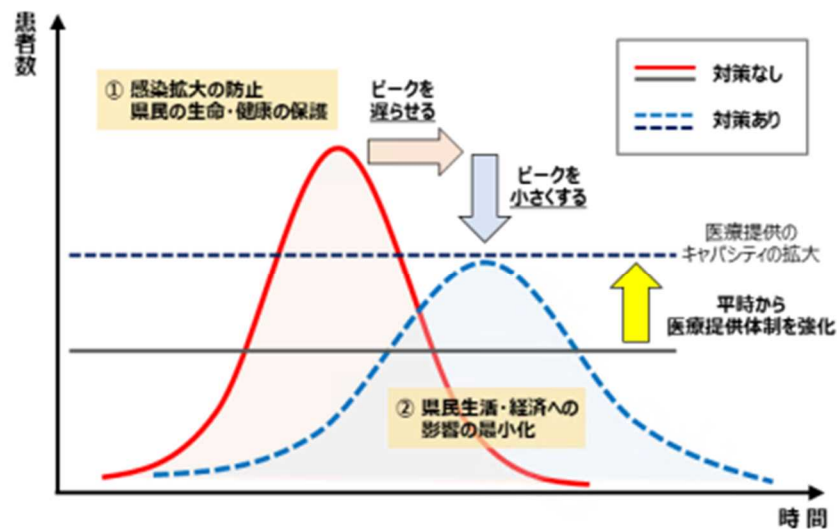
### 第1章 計画の目的及び実施に関する基本方針

#### 第1節 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

##### (1) 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザなどの感染症が発生すると、住民の命や健康、日常生活や経済活動に大きな影響を与える可能性があります。特に、短期間に多くの人々が感染してしまうと、医療機関の対応力を超えてしまう恐れがあります。そのため、町では、新型インフルエンザ等の対策について、「住民の生命と健康の保護」「住民生活・社会経済活動への影響の最小化」の2つの目的を中心に取り組みを進めます。

図表1 新型インフルエンザ等対策のイメージ



出典：熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

##### (2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症は、発生時の状況や性質が異なるため、状況の変化に応じて柔軟に対応することが重要です。

町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の基本方針や具体的な対策を示します。また、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症の発生にも備え、感染症の特性や病原性に応じた柔軟な対応を行うための選択肢を示し、効率的かつ効果的な対策の実施を進めます。

##### (3) 時期区分の想定

発生の段階に応じて対応策を変えることが重要です。また、事前準備を進め、状況の変化に即応した意思決定ができるようにすることが大切です。

発生段階は、県行動計画に準じ、準備期（平時）、初動期、対応期の3つに大

別されます。(図表 2 参照)

図表 2 時期区分の想定

時期区分	想定される期間・対策の概要
準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に以下の対応が行われる期間 (a) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生公表 (b) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 (c) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行 ※町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討
対応期	県対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分します。 (a) 封じ込めを念頭に対応する時期 (b) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (c) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (d) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 ※緊急事態宣言が発出された場合、町は直ちに対策本部を設置する。

#### (4) 対策実施上の留意事項等

町は、新型インフルエンザ等が発生した際や、その準備段階において、特措法やその他の法令、それぞれの行動計画に基づき、国及び県と連携・協力し、迅速かつ的確に対策を実施することを目指します。その際、以下の点に留意します。

##### ① 平時の備えの整備

感染症への対応には、平時からの体制づくりが重要です。町は、平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制の確立につなげます。

##### ② 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策の実施に当たっては、住民の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染症対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の住民の理解を深めます。こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、住民の適切な判断や行動を促すよう努めます。

特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じられる場合には、対策の影響を受ける住民や事業者等の状況も踏まえ、対

策の内容とその科学的根拠を分かりやすく周知します。

### ③ 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等により住民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するために必要最小限のものとし、ます。

その際、町は県と連携し、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等に関する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。加えて、そのような偏見・差別は、感染者の受診行動を妨げ、感染拡大の原因となる可能性があるだけでなく、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等を保護するためにも、防止すべき課題です。

さらに、対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮も必要です。感染症危機においても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう留意しながら取り組みを進めます。

### ④ 関係機関相互の連携協力の確保

町は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行います。

### ⑤ 社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設といった社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を進めます。

### ⑥ 感染症危機下での災害対応

町は、感染症危機下での災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報を共有する体制を構築します。感染症危機下で自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・共有、避難の支援等を速やかに行います。

### ⑦ 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策の実施に係る記録を作

成・保存し、公表します。

## 第2章 対策の基本項目

### 第1節 各対策項目の基本的な考え方

#### (1) 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「住民の命と健康を守ること」及び「住民の生活と社会経済活動への影響を最小限に抑えること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを明確化し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいものとするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とします。

#### 【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

#### (2) 基本的な考え方

主な対策項目である7項目は、対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が相互に関連しており、一連の対策として実施される必要があります。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要です。

##### ① 実施体制

感染症危機は、住民の生命及び健康に加え、住民生活及び社会経済活動に広く大きな影響を及ぼすことから、町の危機管理として取り組む必要があります。

このため、国や県、近隣市町村、医療機関など多様な関係機関と連携しながら、迅速かつ的確な対策を講じることが重要です。

平時から人材の確保・育成や、訓練等を通じて対応能力を高めるとともに、対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた調整、意思決定や指揮命令等の組織体制を明確化しておくことで、有事の迅速かつ的確な政策判断と実施につなげ、感染拡大を可能な限り抑制し、住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化を目指します。

## ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、さまざまな情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別の発生や、偽・誤情報が広まるおそれがあります。そのようななかで、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行うためには、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うことが求められます。

そのうえで、住民、医療機関、事業者等と各種情報及びその見方を共有することで、住民等が適切に判断し、行動できるようにすることが重要です。

このため、平時から住民等の感染症に対する理解を深め、感染症危機に対する意識を高めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制の整備や取り組みを進める必要があります。

## ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。医療提供と併せ、状況に応じたまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供のキャパシティの範囲内に収めることが重要です。

特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から、まん延防止対策は重要な施策となります。

そのうえで、大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国が迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施について判断し、県がその対象区域となった際は、県と協力して住民へ措置内容の周知や各種要請等への協力を呼びかける必要があります。

一方で、こうした措置により住民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は対策を実施するため必要最小限のものとするべきことや、社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を見直すことが重要です。

## ④ ワクチン

ワクチンの接種を通じて個人の感染や発症・重症化を防ぐことにより、受診患者、入院患者又は重症者の数を減少させ、医療提供体制のひっ迫を回避することは、住民の生命及び健康の保護に加え、社会経済活動に及ぼす影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、国は平時から有事におけるワクチン（プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン）の迅速な開発・供給に必要な施策に取り組み、県及び町は、医療機関や事業者、関係機関等と連携し、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法を準備しておく必要があります。

なお、ワクチンは個人の意思により接種を行うことが前提となることから、

実際に接種体制を構築する際には、科学的根拠に基づく効果や安全性のほか、副反応の可能性や健康被害救済制度等についても、適切に周知を行うことが重要です。

#### ⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は、地域によって異なるため、地域での発生状況や医療提供体制の状況等に応じた施策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

#### ⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、町内全域に急速にまん延するおそれがあり、個人防護具をはじめとする感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療提供や検査等が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があります。

このため、医療機関や社会福祉施設等においては、感染症対策物資等を十分に確保できるよう、平時から備蓄を推進するとともに、特に医療機関における備蓄・配置状況を把握できる体制を整備することが重要です。

そのうえで、有事に感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国が必要に応じて供給量の増加に向けた生産要請等を行い、それでも不足する場合は、医療機関等に対する個人防護具の配布等の対策を講じる必要があります。

こうした平時からの感染症対策物資等の備蓄や、有事において不足した場合の対応を通じて、医療提供や検査を円滑に行い、住民の生命及び健康の保護につなげることが重要です。

#### ⑦ 住民生活及び住民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生した場合は、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が生じる可能性があるため、町は県と協力して、有事に備えた取り組み等に関する啓発を行う必要があります。

さらに、有事には国が迅速に財政支援など所要の措置を講じ、県及び町は、それらの措置の活用や地方債の発行も選択肢として、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を講じることが求められます。

また、事業者や住民は、平時の準備をもとに、自ら事業継続や感染防止に努めることが重要です。

### (3) 対策推進のための役割分担

#### ① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に

実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有しています。

そのうえで、政府行動計画においては、国の役割として次の取り組みが掲げられています。

- (ア) WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。
- (イ) 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- (ウ) 上記の取り組み等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。
- (エ) 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努めます。
- (オ) 新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。
- (カ) 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応を予め決定します。
- (キ) 有事には新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進します。
- (ク) 国民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

## ② 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備します。

あわせて、医療機関や民間検査機関等との検査措置協定や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養棟の対応について、計画的に準備を進めます。このような取り組みを通じて、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行します。

また、県は、保健所設置市（本県では熊本市をいう。）のほか、感染症指定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）において、予防計画に基づく取り組み等に関する協議を行うとともに、その取

り組み状況について、毎年度、進捗確認を行い、国に報告します。

これらの取り組みにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための対策を実施しつつ、PDCAサイクルに基づき改善していきます。

### ③ 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や生活支援、有事の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施することが求められます。

対策の実施に当たっては、町職員が平時から地域の状況を把握しているため、県と緊密な連携を図ります。

### ④ 住民の役割

住民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践することが重要です。

また、有事に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄することが推奨されます。

有事には、発生の状況や予防接種など、国、県及び町が実施している対策に関する情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

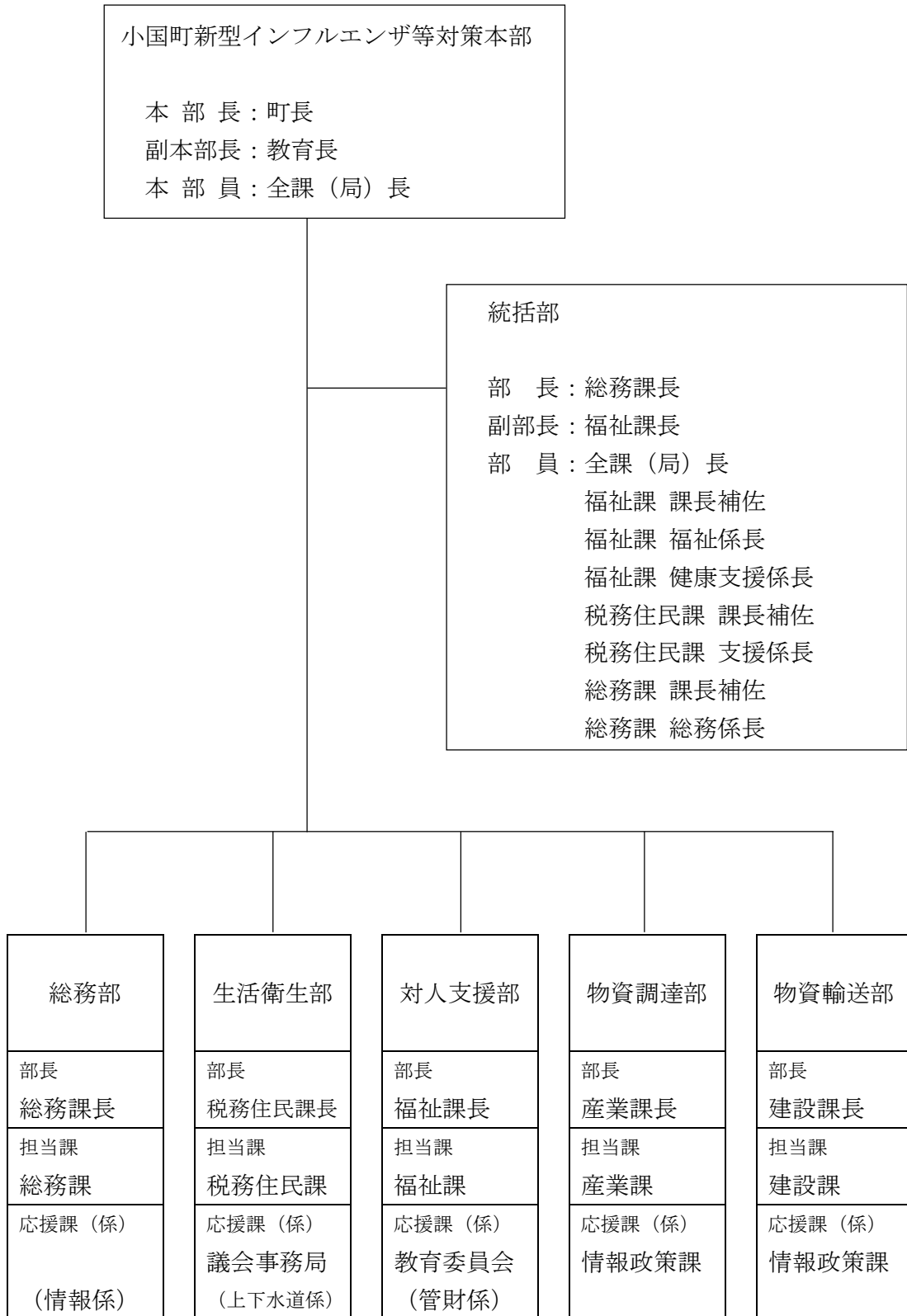
## (4) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

対策を迅速かつ的確に講じるためには、平時からその実施体制を整備しておくことが重要です。

このため、町対策本部について、各種対策の検討・立案・実施、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策内容等の調整、意思決定や指揮命令等の体制を明確化します。

① 組織体制

小国町新型インフルエンザ等対策本部及び統括部は次のとおりとする。



## ② 所掌事務

名称	課（局名）	事務分掌
対策本部 統括部	総務課 福祉課 税務住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に関する事項</li> <li>2 情報収集及び伝達に関する事項</li> <li>3 発生状況報告及び公表に関する事項</li> <li>4 県対策本部及び保健所その他関係機関との連絡に関する事項</li> <li>5 各対策班への業務命令に関する事項</li> <li>6 その他、本部長が指示する事項</li> </ol>
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 経費の予算措置及び会計経理に関する事項</li> <li>2 庁舎の管理、電話交換に関する事項</li> <li>3 消防団活動に関する事項</li> <li>4 交通規制、指導に関する事項</li> <li>5 活動車両に関する事項</li> <li>6 広報に関する事項</li> </ol>
	情報政策課 （情報係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線設備の運営管理に関する事項</li> <li>2 応急対策必需品の購入及び出納に関する事項</li> <li>3 総務班の応援に関すること</li> </ol>
生活衛生部	税務住民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安置場所の設営と管理</li> <li>2 火葬場の運営と管理</li> <li>3 埋設場所の確保</li> <li>4 埋葬と管理</li> <li>5 罹患者名簿の作成</li> <li>6 ごみに関する事項</li> </ol>
	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活衛生班の応援に関すること</li> </ol>
	建設課 （上下水道係）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水施設の管理及び供給に関する事項</li> <li>2 下水道施設の管理</li> <li>3 生活衛生班の応援に関すること</li> </ol>
対人支援部	福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生状況の把握</li> <li>2 相談窓口の設置</li> <li>3 住民への情報提供</li> <li>4 保育園、幼稚園その他施設への情報提供（閉園当）</li> <li>5 診療機関の紹介</li> <li>6 ワクチン接種に関すること</li> <li>7 保健所との連携</li> <li>8 関係機関との連絡調整</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>9 要援護者への支援</li> <li>10 生活必需品その他救援物資の受付及び配分供給に関する事</li> <li>11 応急対策物資の調達に関する事項</li> </ul>
	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校への情報提供（閉校等）</li> <li>2 安置場所の確保（体育館等）</li> <li>3 対人支援班の応援に関する事</li> </ul>
	総務課 (管財係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 安置場所の確保（学校跡地等）</li> <li>2 対人支援班の応援に関する事</li> </ul>
物資調達部	産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物資の調達に関する事</li> <li>2 物資輸送班の応援に関する事</li> </ul>
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物資調達班の応援に関する事</li> </ul>
物資輸送部	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物資の輸送に関する事</li> <li>2 物資調達班の応援に関する事</li> </ul>
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物資輸送班の応援に関する事</li> </ul>

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期（平時）

##### （1）実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容及び対応経験を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

##### （2）町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画に掲げる取り組みについて、定期的にフォローアップを行うとともに、県行動計画の改定時期に合わせて、概ね6年ごとに町行動計画を改定します。なお、軽微な変更については、適宜対応します。また、町行動計画を作成・変更する際には、軽微な変更を除き、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取します。

② 町は、新型インフルエンザ等の発生において強化・拡充すべき業務を実施するために、必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、関係課と協議したうえで業務継続計画を作成・変更します。

③ 町は、県や近隣市町村、医療機関など多様な関係機関と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行います。

④ 町は、情報収集・分析・共有の基盤となるDX等を推進します。

##### （3）県及び関係機関との連携の強化

① 町は、県、指定地方公共機関及び医療機関と、平時からの情報共有、必要な取り組みの協議及び連携体制の確認を行うとともに、政府行動計画の内容を踏まえ、有事に備えた実践的な訓練を実施します。

② 町は、連携協議会での議論を踏まえた県の方針のもと、協力可能な業務内容及び業務の依頼時期について、あらかじめ阿蘇保健所と協議・調整し、有事に備え着実に準備を進めます。

③ 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や支援の具体的な運用方法について、県とあらかじめ協議・調整し、着実な準備を進めます。

④ 町は、国に対し、感染症危機管理に携わる人材や医療従事者等の育成、感染症対応業務におけるDXの推進、個人防護具等の備蓄、医療機関における体制強化など、平時の備えの充実に必要な取り組みについて、財政支援等の所要の措置を講じるよう要望します。

## 第2節 初動期

### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いが生じた場合の措置

町は、県内で新型インフルエンザ等の疑いが生じた場合は、県の健康危機管理（現地）対策本部を通じて、情報を収集し、必要に応じて町対策本部を設置することを検討するなど、有事体制の構築を進めます。

### (2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が特措法に基づく政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合において、町は、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 町は、必要に応じて準備期に整理した内容を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。
- ③ 町は、機動的かつ効率的な対策の実施のため、国からの財政支援の活用のほか、必要に応じて対策に要する経費について地方債の発行も選択肢の一つとして、住民生活や社会経済活動の安定の確保に必要な対策・支援を検討し、財源を確保するための準備を進めます。
- ④ 町は、準備期に整理した内容を踏まえ、感染症対応業務のうち、ICTの活用や外部委託が可能な業務について、必要な準備を進めます。

## 第3節 対応期

### (1) 対策の実施体制

- ① 町は、阿蘇保健所や医療機関と連携し、町内の感染状況等に関して一元的に情報を収集する体制を整備します。
- ② 町は、上記①を踏まえ、新たな対策の実施や対策の見直しを行う場合等は、必要に応じて関係機関や感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者と協議できる連携体制を整備します。
- ③ 町は、対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じます。
- ④ 町は、初動期までの準備をもとに、感染症対応業務の効率化や負担軽減のため、積極的にICTの活用や外部委託を進めます。

## (2) 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、本町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

## (3) 必要な財政上の措置

町は、国・県による財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債の発行も検討しながら財源を確保したうえで、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に係る対策を実施するよう努めます。

## (4) 緊急事態措置に係る対応

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。また、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

## (5) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

ただし、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に町対策本部の設置を継続することも検討します。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### ① 町における情報提供・共有について

(ア) 町は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行います。

(イ) 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げになること等についても啓発します。

(ウ) 町は、科学的根拠に基づいた正確な情報を把握し、その情報を共有するため、医療機関、事業者等と連携体制を構築します。

### ② 県と市町村間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県及び関係機関・団体等も含め、相互に情報提供・共有を円滑に行うことができる連携体制の構築に努めます。

### ③ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

町は、国からの要請を受けて、相談窓口等を迅速に設置できるよう、設置までの流れ等について整理します。

## 第2節 初動期

### (1) 情報提供・共有について

#### ① 市町村における情報提供・共有について

(ア) 町は、準備期に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知します。

また、住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行います。

(イ) 町は、住民の情報収集の利便性向上のため、国・県や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げます。

(ウ) 町は、準備期に構築した連携体制により、県及び関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行います。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置するなど、相談体制を整備します。

また、住民からの問い合わせや相談内容から、関心の高い情報等を整理したうえで情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

### (3) 偏見・差別や偽・誤情報への対応

町は、第2章第1節(1)①の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施します。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、住民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

### 第3節 対応期

#### (1) 情報提供・共有について

町は、引き続き第2章第2節(1)の情報提供・共有を行います。

#### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、相談窓口を拡充するなど、相談体制を強化します。
- ② 町は、初動期に引き続き、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションに努めます。

#### (3) 偏見・差別や偽・誤情報への対応

町は、初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施します。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期(平時)

#### (1) 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、学校関係、町内事業者等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、町の相談窓口又は県が設置するコールセンターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用、咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進に努めます。

### 第2節 初動期

#### (1) 発生時の対策強化

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

また、まん延防止対策の参考となる情報の収集、分析を行い、住民、学校関係及び町内事業者に対して、注意喚起や感染症対策への協力を呼びかけます。

### 第3節 対応期

#### (1) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

町は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言時等における県からの外出自粛要請やまん延防止対策など、各種要請について、住民、学校関係及び町内事業者に対して速やかに周知を行います。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期（平時）

#### （1）ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

なお、ワクチンの種類により必要となる資材は変化するため、ワクチンの種類ごとに確認します。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤（エピペン）、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### （2）ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者による配送が必要となる可能性があるため、随時、事業者を把握しておくほか、医療機関単位のワクチン分配量を接種計画に合わせて決定する必要もあることから、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

### (3) 接種体制の構築

#### ① 接種体制

新型コロナに係る予防接種の実施体制を参考に、個別接種を基本とし、町は地域医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、併せて集団接種を想定した訓練等を適宜実施します。

#### ② 特定接種

町は、対策の実施に携わる特定接種の登録対象者及び町職員等に対して、町を実施主体として、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を検討します。なお、政府行動計画上は集団的接種を原則としていますが、本町においては、基本的に上記①の個別接種を活用して接種するものとします。

#### ③ 住民接種

町は、平時から町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築します。

(ア) 町は、速やかに接種できるよう、近隣市町村及び地域医師会等の医療関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、準備を進めます。

(イ) 必要に応じ、接種の流れを確認するためシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

(ウ) 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、更には高齢者等の接種対象者数を推計しておきます。また、高齢者支援施設等の入所者数なども含め、移動しての接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部門、障害者福祉部門と連携して、これらの者への接種体制を検討します。

(エ) 町は、円滑な接種の実施のため、国・県を通じて全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、本町以外での地方公共団体における接種を可能にできる体制の整備に努めます。

## 第2節 初動期

### (1) ワクチン接種に必要な資材

町は、第4章第1節(1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。新型コロナに係る予防接種の実施体制を参考に、近隣市町村及び医療機関等とワクチンの割り当て量及び供給について協議します。

### (2) 接種体制の構築

#### ① 特定接種

町は、地域医師会等の協力を得て、接種に係る医療従事者や接種会場の確保を図り、特定接種の準備を進めます。

また、登録事業者に対する特定接種の体制構築に向け、必要に応じて医療従事者の確保や関係機関との調整等の支援に努めます。

## ② 住民接種

- (ア) 町は、予想される接種人数に応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。
- (イ) 接種の準備に当たっては、予防接種担当課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与したうえで、場合によっては全庁的な実施体制の確保を行います。
- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定したうえで、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な実施を図るためにも、関係部門等が連携し行うことが考えられます。
- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、速やかに医療機関等との会議を開催し、情報の共有、そして医療従事者の確保を図ります。
- (オ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町村、医療機関、検診期間等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際は、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ阿蘇保健所、学校施設など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議します。この場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。
- (カ) 町が医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定しておきます。
- (キ) 町は、高齢者支援施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部門や医療関係団体と連携した接種体制の構築を進めます。
- (ク) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品等を準備します。また、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、

あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、地域医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、関係機関と情報等を共有することにより、適切な連携体制を確保します。

(ケ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げるなどの必要な措置を講じます。また、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について、よく相談を行います。

(コ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する必要があります。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや、要配慮者への対応が可能なように準備を進めます。

### 第3節 対応期

#### (1) ワクチンや必要な資材の供給

① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節（2）を踏まえて行うものとします。

② 接種開始後は、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、資材等の不足がないよう調整します。

#### (2) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

##### ① 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用方法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等を対象に、本人の同意を得て特定接種を行います。

##### ② 住民接種の実施

(ア) 予防接種体制の構築

a 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

b 町は、接種状況等を踏まえ、集団接種の実施を検討します。

c 町は、医療機関等が適切かつ円滑に接種できる環境を確保するため、医

療機関等の求めに応じ、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）の確保に努めます。また、集団接種では、会場において予診を確実に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保します。

- d 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場等において掲示等により注意喚起をするなど、町は接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。
  - e 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、或いは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種も検討します。
  - f 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部門等、地域医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。
- (イ) 接種に関する情報提供・共有
- a 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供・共有を行います。
  - b 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知することも検討します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。
  - c 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイト、SNSやお知らせ端末等を活用して周知を行います。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施します。

(ウ) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種等での実施を検討します。

(エ) 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りの防止や、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、システムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

### (3) 健康被害救済

町は、予防接種の実施主体として、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、予防接種健康被害救済制度に則り、制度の周知、相談対応、申請受付、審査結果に応じて給付、事務等を行います。

### (4) 情報提供・共有

① 町は、予防接種勧奨を引き続き行うとともに、ワクチンの概要、予防接種を受ける方法、優先接種、申し込み方法、接種場所、相談窓口等、その他必要事項を住民に周知します。

② 町は、国及び県の情報をもとに、まん延しているウイルス等について、潜伏期間、症状、対処、予防方法等を住民に提供します。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期（平時）

#### (1) 連携体制の確保

町は、県が感染症法に基づき実施する「健康観察」や「食事の提供等」について、災害時の対応を含め、県や阿蘇保健所と町が協力する場合の連携・調整方法について事前に協議し、情報提供の具体的内容、費用負担の在り方などを定めておきます。

#### (2) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 町は、国、県から提供された媒体を活用しながら、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、住民に情報提供・共有を行います。

また、住民への情報提供・共有方法や、一般的な問い合わせに対応する相談窓口の設置をはじめとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討し、有事には速やかに感染症に関する情報を住民に提供・共有できる体制の構築に努めます。

② 町は、県と連携して、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許さるものではないこと、そうした偏見・差別により患者が受診行動を控えるといった感染症対策の妨げになること等についても啓発します。

③ 町は、県と連携して、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な者等に対し、適切に情報提供・共有を行うよう配慮します。

## 第2節 初動期

### (1) 有事体制への移行準備

町は、準備期に県や阿蘇保健所と協議した内容について情報を共有し、協力できる体制を整備します。

### (2) 住民への情報提供・共有の開始

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表及び相談窓口の案内等を通じて、住民に対して速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向にコミュニケーションを行い、リスク情報及びその見方や対策の意義を共有します。

## 第3節 対応期

### (1) 有事体制への移行

#### ① 健康観察及び生活支援

(ア) 町は、状況により、県が実施する健康観察について、準備期において県や阿蘇保健所と協議した内容について協力します。

(イ) 町は、状況により、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の生活支援について、準備期で協議した内容について協力します。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(ア) 町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、住民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行います。

(イ) 町は、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な者等への情報共有に当たって、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県等と連携のうえ、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策等の周知を行います。

### (2) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

町は、国、県が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、医療提供体制や感染症対策の見直し、これらに伴う保健所等での対応の縮小といった留意すべき点について、住民に丁寧に情報提供・共有を行います。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期（平時）

#### （1）感染症対策物資等の備蓄等

① 町は、町行動計画に基づき、業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとしします。

② 町は、阿蘇広域消防本部に対し、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄について要請に努めます。

### 第2節 初動期

#### （1）感染症対策物資等の備蓄状況の確認

町は、感染症対策物資等の備蓄状況について、防災担当所管と連携し、適宜確認します。

#### （2）円滑な供給に向けた準備

町は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、国・県や、感染症地策物資等の生産、輸入、販売又は貸し付けの事業を行う事業者と連携して、必要量の確保に努めます。

### 第3節 対応期

#### （1）感染症対策物資等の取り扱い

町は、町内医療機関において、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、必要に応じて町が備蓄した物資を配布することができるものとしします。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期（平時）

#### （1）情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の対策の実施に当たり、関係機関との連携のため必要となる情報共有体制を整備します。

#### （2）支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め支援対象に迅速に網羅的に情報が届くよう留意します。

### (3) 物資及び資材の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等の対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねるものとしてします。

また、町は事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品及び食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する啓発を行います。

### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともに、その具体的手続きを検討します。

### (5) 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、管内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。

## 第2節 初動期

### (1) 事業継続に向けた準備等の養成

町は、有事に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進など、感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう県から要請があった場合は、当該内容を町内事業者にも周知するとともに、町の指定管理者に対しても同様の呼びかけを行います。

### (2) 生活関連物資等の安定供給に関する住民及び事業者への呼びかけ

町は、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみを生じさせないよう呼びかけます。

### (3) 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

### 第3節 対応期

#### (1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### ① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

##### ② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

##### ③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請がなされた場合は、必要に応じて教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行います。

##### ④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係業界団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

(イ) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じて住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(ウ) 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じます。

(エ) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

##### ⑤ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。

- (イ) 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- (ウ) 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- (エ) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。併せて、町は遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- (オ) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講じるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- (カ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

## (2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### ① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講じます。

### ② 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、生活用水等を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。